農地転用（農地法第4条・第5条）許可申請必要書類確認表

転用目的、農地の所在等により必要書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局までご相談ください。
提出前に書類を確認し、チェックをお願いします。申請書提出時にこの確認表を併せて提出してください。
様式欄に〇がある書類は、市ホームページよりダウンロードできます。

担当農業委員確認欄	

・提出前に、担当農業委員へ事業説明を行い、押印またはサインをもらうこと。
・担当農業委員には、締切日より余裕を持った確認依頼を行うこと。
・担当農業委員の連絡先は事務局まで問い合せください。

申　請　者　名	TEL:
	TEL:
申請地の所在、地番	那珂川市 外　　筆
許可書受取りの連絡先	

必要書類一覧

確認欄	様式	書類の名称	留意事項
	〇	1　許可申請書	
		2　土地の登記事項証明書（原本）	・申請日前3ヶ月以内に法務局が発行したもの。
		3　字図（原本）	・申請日前3ヶ月以内に法務局が発行したもの。 ・申請地を赤枠で明示し、周辺土地の地番・地目・地積・所有者・耕作者を記入すること。
		4　位置図	・5千分の1から1万分の1程度。 ・住宅地図やウェブサイトの地図等の写し可。
	〇	5　資金計画書	・消費税を含め、千円単位で記載すること。
		6　工事見積書	・具体的な内訳が分かるもの。 ・見積有効期間内であること。
		7　預金残高証明書 または融資証明書（原本）	・申請日前3ヶ月以内に金融機関から発行されたもの。
	〇	8　事業計画書	・転用目的が個人住宅（建売住宅、共同住宅等は除く）の場合は不要。
	〇	9　被害防除計画書	・転用目的が個人住宅（建売住宅、共同住宅等は除く）の場合は不要。
	〇	10　代替地検討表	・農地の所在によっては不要。事務局まで問い合せ下さい。 ・形状等で比較判断する場合は、形状等が判る図面等を添付すること。
	〇	11　水利関係承諾書	・行政区によっては役員会等にかかる場合もあるため、余裕を持った承諾依頼を行うこと。 ・行政区長、農事推進員の連絡先は事務局へ問い合わせください。 ・水利委員、土木委員は、農事推進員へお尋ねください。（行政区によって設置していない場合もあります）
	〇	12　農地転用事前協議の回答	・都市計画課（都市整備部庁舎2階）へ協議書を提出し、交付された回答を添付すること。（提出後、回答の交付まで1週間程かかります） ・申請は4条申請の場合は所有者名、5条申請の場合は譲受人名で行うこと。 ・開発許可を要する場合は、開発許可申請書の受付後の写しを併せて添付すること。
	〇	13　文化財確認願（回答）	・文化振興課（中央公民館内）へ提出し、交付された回答を添付すること。（提出後、回答の交付まで1週間程かかります） ・願出は4条申請の場合は所有者名、5条申請の場合は譲受人名で行うこと。
		14　土地所有者の住民票抄本（原本）	・土地の登記事項証明書に記載された所有者住所が現住所と異なり、かつ、市外在住者の場合に必要。 ・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。
		15　譲受人の住民票抄本（原本）	・譲受人が市外在住者の場合に必要。 ・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。

2枚目へ続きます。

確認欄	様式	書類の名称	留意事項
		16 法人登記事項証明書(原本) または、定款(寄付行為)の写し	・申請人が法人の場合に必要。 ・申請日前3ヶ月以内に法務局が発行したもの。 ・定款(寄付行為)の写しの場合は原本証明をすること。
	○	17 隣地協議書	・隣地が農地の場合に必要。 ・隣地の所有者等へ事業説明を行い、作成すること。
	○	18 合意解約書の写し及び通知書	・申請地に耕作者がいる(利用権設定されている)場合に必要。
		19 水路道路占有許可申請書、公有財産の用途廃止、付け替え申請書等の写し	・申請地内に道路、水路等の公有地を取り込んでいる場合に必要。 ・市が管理するものは建設課、国・県が管理するものは福岡県那珂県土整備事務所にて許可申請を行うこと。 ・申請書提出時に、未申請の場合は、確約書が必要。
		20 他法令による許認可を証する書面の写し	・関係法令の許認可等を事前に受ける必要がある場合に必要。
		21 宅地建物取引業免許証の写し	・転用目的が、建売住宅、特定建築条件付売買予定地の場合に必要。
		22 一般的な土地売買契約書案	・転用目的が、特定建築条件付売買予定地の場合に必要。
	○	23 委任状	・代理申請の場合に必要。

※24～28の図面は、A3サイズで提出してください。

		24 現況平面図 ※参考図面「記載例1」	・申請地を含めた周辺部の状況が分かるもの。 ・高低差を示すこと。
		25 配置図 (建物配置計画図・土地利用計画図) ※参考図面「記載例2」、「記載例2－2」	・取水・排水処理方法(水道施設・浄化槽、溜桝、排水路等)、転用に伴い設置する構造物(側溝、擁壁)は、位置、形式、規模を明示すること。 ・駐車場の場合は駐車台数、資材置場の場合は資材の種類や置き場所を図示すること。 ・高低差を示すこと。
		26 土留構造図 ※参考図面「記載例3」	・埋め立てにより周囲と1m以上の段差が生じる場合に必要。
		27 縦横断面図 ※参考図面「記載例4」	・埋め立てにより周囲と1m以上の段差が生じる場合に必要。 ・特定建築条件付売買予定地の場合は周囲との段差の有無にかかわらず添付すること。
		28 建物の平面図・立面図	・建物の建築を伴う場合に必要。 ・個人住宅規模の建物の場合は添付不要。

■確認欄(確認後、チェック欄に☑を入れてください)

	転用事業の実施にあたって、必要な関係法令(農地法を除く)の許認可、届出の確認を行いました。

【提出・問い合わせ先】
那珂川市農業委員会事務局
〒811-1224那珂川市安徳702-1
TEL ：092-408-3816
FAX ：092-953-4563